

株式会社ホープ定款

2026年6月26日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ホープと称し、英文では、HOPE, INC.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 自治体の財源確保に向けた企画、提案及び運営
- (2) 広告、広報に関する企画及び制作
- (3) 広告代理店業務
- (4) 自治体への営業代行業務
- (5) 自治体向けビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託業務
- (6) 各種マーケティング業務
- (7) インターネットウェブサイトの作成に関する業務
- (8) 前各号に関するコンサルティング業務
- (9) コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用
- (10) コンピュータによる情報処理、情報通信及び情報提供
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、27,950,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株主名簿並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故又は支障があるときは、あらか

じめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たり、取締役全員に事故又は支障があるときは、当該株主総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合においては、電子署名にて行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた業務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第30条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過

半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第34条 監査役の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 取締役及び監査役の報酬等

（報酬等）

第37条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結す

ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第45条 剰余金の配当及び中間配当は、支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の剰余金の配当及び中間配当には、利息を付さない。